# 正社員/契約社員 休業及び災害補償等の取扱規程

株式会社KPMG Ignition Tokyo

## 第1条 (目的及び適用範囲)

この規程は、株式会社KPMG Ignition Tokyo(以下「会社」という)において、正社員/契約社員就業規則第13条及び第58条の規定に基づき、休業及び災害補償等の取扱について定めたものである。

## 第2条 (休業の事由及び期間)

従業員が業務上の傷病により欠勤したときは休業とし、休業期間は欠勤開始の 日から36ヵ月以内とする。ただし契約社員の休業期間は最長で契約期間が終了 するまでの期間とする。

## 第3条 (休業期間の勤続年数への算入)

休業期間の取扱(退職金及び年次有給休暇付与日数の計算に際して等) について、業務上傷病による休業期間は、勤続年数に算入する。

## 第4条 (月額給与)

業務上傷病による休業期間中の月額給与の取扱は、勤務年数の区分により、下記のとおりとする。ただし、第三者による損害賠償が行われる場合は、この限りではない。勤務年数には契約社員としての勤務期間を含む。

勤続3年未満 休業期間1ヵ月まで、月額給与の全額を支給する 勤続3年以上 休業期間3ヵ月まで、月額給与の全額を支給する

なお、上記の期間を超えた場合は、その欠勤について労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)により休業補償給付(休業特別支給金を含む)を受けるものとする。なお、業務上傷病が療養開始後1年6カ月を経過し、治癒しない場合等のときは、労災法第12条の8第3項の定めるところにより、傷病補償年金を受けるものとする。

## 第5条 (賞与)

休業期間中の賞与は、傷病事由、休業期間、業務成果を総合的に判断して支給する。なお、業務上傷病が療養開始後1年6カ月を経過し、治癒しない場合等のときは、労災法第12条の8第3項の定めるところにより、傷病補償年金を受けるものとする。

# 第6条 (給与改定及び復職)

業務上傷病による休業期間中は給与改定を行う。

- 2. 休業期間中にその理由が消滅した場合、又は休業期間が満了した場合で、就業が適当と認められるときは復職するものとする。この場合には、復職した月から新給与を適用するものとする。
- 3. 復職の可否の判断及び復職後の職務の決定は会社が行う。会社は従業員に対し主治医、会社指定医の診断書などの必要な書類の提出を求めることができる。

## 第7条 (届出)

本規程の適用を受けようとする者は、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 休業申請書
- (2) 医師の診断書

## 第8条 (通勤災害)

通勤災害による休業の取扱いは、業務上傷病による休業の取扱いに準ずる。

## 第9条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を経て行うこととする。

附則 本規程は、2019年7月1日より施行する。

本規程は、2020年7月1日より改定する。

本規程は、2021年4月1日より改定する。

2019年7月1日制定